



芝山町は文化センターの貸出拒否を撤回せよ

9/16 芝山町役場に集まろう

芝山町民の皆さん。

私たちは、芝山町による芝山文化センターの貸出拒否に対して、9月16日、行政不服審査請求における口頭意見陳述で町を追及します。

ぜひご参加・ご注目ください。

● 違憲・違法の貸出拒否

私たちは、4月4日に芝山文化センターを貸し出しすよう申請しましたが、受理されませんでした。

そこで行政不服審査請求を行い、貸出拒否の撤回を求めています。

文化センター以外にも芝山運動公園、やすらぎの里などの貸出を申し入れましたが、ことごとく拒否されました。

「空港に反対する者には施設を貸さない」と言わんばかりで、町の対応の不誠実さ、ごう慢さは許せません。

憲法には「思想・良心の自由」(19条)「集会・結社の自由」(21条)がうたわれ、地方自治法244条には「住



市芝山町役場前で怒りのシュプレヒコール(3月28日)

民が公の施設を利用することを拒んではならない」「不当な差別的取扱いをしてはならない」と記されています。貸出拒否は違憲・違法の言論弾圧です。

● 住民の声をぶつけよう

そもそも問題の核心は空港機能強化にあります。

皆さんにも届いていると思いますが、騒特法にもとづく都市計画プランでは、町の7割くらいが居住地域として指定されていません。町が自ら住民の住めない地域と認めているのです。防音対策とか谷間対策とかいろいろ言われていますが、7割が住環境としてふさわしくないというのが事実です。

町の無人化に反対する集会のどこに問題があるのと言うのでしょうか。

「これ以上の騒音はごめんだ」という住民の声を封じ込める行政があつていいのでしょうか。

町民の皆さん。ぜひ口頭意見陳述の傍聴に参加してください。

芝山文化センター貸出拒否に対する行政不服審査請求

口頭意見陳述

【日時】9月16日(木)午後3時~

【場所】芝山町役場南庁舎研修室(1階)